

に聴く



## ユニオンが来た！

弁護士 宮澤俊夫

70

### 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 宮澤俊夫

70

愛知県労働委員会に救済申し立てをしました。労働委員会からの呼び出しが受けた、Y社が私に委任してきました。

これを受けて、私は、労働委員会に對して、ユニオンに加盟したと主張している者達は、個人請負の事業者であり、労働組合法が保護の対象として

**2、最高裁平成二三年四月一二日判決**

最高裁は、新国立劇場運営財団事件とINAXメンテナンス事件の二事件について、右同日に二判決をだしました。前者は劇場運営財団の主催する合唱団の公演に出演契約をもつて出演する個々の歌手という個人事業主、後者は住宅設備機器の修理補修等を業務とする会社と業務委託契約を締結するカスタマーエンジニアに関するものです。これらの者が同財団あるいは会社に団体交渉を申し入れたが、会社側がこれに応じなかつたといふ

より広い人的範囲を肯定する傾向にあります。

業組織内に組み入れられている

一方的・定型的に決定している

③労務提供者が相手方からの個々の業務依頼に対し基本的に応ずべき関係にある

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

②契約内容を相手方が

一方的・定型的に決定し

ている

③労務提供者が相手方

からの個々の業務依頼に

対して基本的に応ずべき

関係にある

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

④労務提供者が、相手

方の指揮監督の下に労務提

供を行つていると広い

意味で解することができ

る

⑤労務提供者が労務提

供に当たり日時や場所に

ついて一定の拘束を受け

ている

⑥労務提供者の報酬が

労務供給に対する対価又

はそれに類するものとし

ての性格を有する

といつた判断要素が認

められるならば、労働者

性が肯定されると判示し

ました。

（愛知県雇用労働相談セ

ンター代表弁護士・愛知

労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

②契約内容を相手方が

一方的・定型的に決定し

ている

③労務提供者が相手方

からの個々の業務依頼に

対して基本的に応ずべき

関係にある

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

④労務提供者が、相手

方の指揮監督の下に労務提

供を行つていると広い

意味で解することができ

る

⑤労務提供者が労務提

供に当たり日時や場所に

ついて一定の拘束を受け

ている

⑥労務提供者の報酬が

労務供給に対する対価又

はそれに類するものとし

ての性格を有する

といつた判断要素が認

められるならば、労働者

性が肯定されると判示し

ました。

（愛知県雇用労働相談セ

ンター代表弁護士・愛知

労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

②契約内容を相手方が

一方的・定型的に決定し

ている

③労務提供者が相手方

からの個々の業務依頼に

対して基本的に応ずべき

関係にある

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

④労務提供者が、相手

方の指揮監督の下に労務提

供を行つていると広い

意味で解することができ

る

⑤労務提供者が労務提

供に当たり日時や場所に

ついて一定の拘束を受け

ている

⑥労務提供者の報酬が

労務供給に対する対価又

はそれに類するものとし

ての性格を有する

といつた判断要素が認

められるならば、労働者

性が肯定されると判示し

ました。

（愛知県雇用労働相談セ

ンター代表弁護士・愛知

労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

②契約内容を相手方が

一方的・定型的に決定し

ている

③労務提供者が相手方

からの個々の業務依頼に

対して基本的に応ずべき

関係にある

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

④労務提供者が、相手

方の指揮監督の下に労務提

供を行つていると広い

意味で解ることができ

る

⑤労務提供者が労務提

供に当たり日時や場所に

ついて一定の拘束を受け

ている

⑥労務提供者の報酬が

労務供給に対する対価又

はそれに類するものとし

ての性格を有する

といつた判断要素が認

められるならば、労働者

性が肯定されると判示し

ました。

（愛知県雇用労働相談セ

ンター代表弁護士・愛知

労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

②契約内容を相手方が

一方的・定型的に決定し

ている

③労務提供者が相手方

からの個々の業務依頼に

対して基本的に応ずべき

関係にある

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

④労務提供者が、相手

方の指揮監督の下に労務提

供を行つていると広い

意味で解ることができ

る

⑤労務提供者が労務提

供に当たり日時や場所に

ついて一定の拘束を受け

ている

⑥労務提供者の報酬が

労務供給に対する対価又

はそれに類するものとし

ての性格を有する

といつた判断要素が認

められるならば、労働者

性が肯定されると判示し

ました。

（愛知県雇用労働相談セ

ンター代表弁護士・愛知

労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

②契約内容を相手方が

一方的・定型的に決定し

ている

③労務提供者が相手方

からの個々の業務依頼に

対して基本的に応ずべき

関係にある

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

④労務提供者が、相手

方の指揮監督の下に労務提

供を行つていると広い

意味で解ることができ

る

⑤労務提供者が労務提

供に当たり日時や場所に

ついて一定の拘束を受け

ている

⑥労務提供者の報酬が

労務供給に対する対価又

はそれに類するものとし

ての性格を有する

といつた判断要素が認

められるならば、労働者

性が肯定されると判示し

ました。

（愛知県雇用労働相談セ

ンター代表弁護士・愛知

労働局労災法務専門員）

イラスト・源 安孝

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

②契約内容を相手方が

一方的・定型的に決定し

ている

③労務提供者が相手方

からの個々の業務依頼に

対して基本的に応ずべき

関係にある

の業務遂行に不可欠ない

し枢要な労働力として事

業組織内に組み入れられ

ている

④労務提供者が、相手

方の指揮監督の下に労務提

供を行つていると広い

意味で解ることができ

る

⑤労務提供者が労務提

供に当たり日時や場所に

ついて一定の拘束を受け